

高速デジタル合計

- 注 1 乗用役 (鉄道伝送専用及び衛星伝送専用を除く。) について記載すること。
- 注 2 契約約款において規定するサービスの区分区分と別表とをすること。
- 注 3 送達方式の種類 (電気及び非電気) と、これと別表とをすること。
- 注 4 商品ごとに関連すること。
- 注 5 電気伝送事業者の電気設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の都道府県間で設定されたものとして記載すること。
新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
- 注 6 接続専用回線については、別表に再掲すること。
- 注 7 接続専用回線の欄に記載する都道府県の番号は、日本企業接続都道府県コードの番号の順序によること。
- 注 8 接続する都道府県の数に、日本企業接続都道府県コードを適用すること。
- 注 9 用紙の大きさは、日本企業規格 A4 用紙とする。

